

すといふと、現在の法では非常にそれが、土地の所有者、被害者に不利益でないか、こういう点が想像されますが、この法律はどこまでも鉱業権者が究極において負担をするという原則に立てば、相当の疑義があると思うのでありますが、この点については如何ですか。

〔委員長退席、理事結城安次君委員長席に着く〕

○政府委員(中島征帆君) 只今の点につきましては問題が二点あると思ひますが、第一は現在復旧工事をいたしまして、その後に更に地下におきましては、なお石炭鉱業が確保されておりますので、陥没等の被害が生ずるといふ場合であります。この場合は勿論当然に鉱業権者の責任でありまして、これは新たな被害であります。又当然近い将来において、そういう新たな被害が予想されます場合には、現在ある被害は安定しておらないという趣旨で、早急には復旧工事はかかるからいわけでありまして、それが安定して初めて復旧工事をすることがありますから、従つて新しい被害が生ずるといふ場合には、現在の工事が一応安定しておる。被害が安定しておるといふ前提の下に行われまして、その後新しい被害が起りました場合には、更に又新しい問題として、賠償なり、或いは復旧工事が当然鉱業権者の責任において問題となる。それから現在まだ安定していない場合には、安定するまで待つといふのがこの法律による復旧工事のやり方の趣旨であります。

それから第二の点は一応被害は安定しておる。そこで復旧をいたします

が、工事費用の開係、或いは工事効果といふようなことを考えまして、従来ありました水準まで、例えば地盤り等をいたさないで、途中で止める。それを補完するためにポンプ等を備付けて、大土地の効用としては従来通りのものができるといふ工事をするわけでありまして、そういう場合におきまして、天災等の場合におきまして、周りの土地と比べて、その土地がもとより復旧工事そのものが高さが低かつたために冠水をするといふようなこともこれは想像されるわけでありまして、その場合被害といふものは、全然被害を受けない土地に比べてやはり災害の期間が長いわけでありまして、それだけ結果は被害に基く原因によつて大きな損害が残るといふことになる。そういう場合の被害について、鉱業権者は責任を持たないかと、こういう問題であります。これにつきましては、現在ここに出席しております衆議院の修正案に基きまして、そういう場合におきましては、国がそれに対して特別な助成をすることができ、こういうことになつております。従つてそういうような、天災等に基いてこの被害に原因する減収が臨時にあつた場合には、国がそれを補助するといふふうな仕組みになつております。で、この場合におきまして、鉱業権者としては、それでは全然これに対して責任がないかといふことになるわけでありまして、これはこの法律上は責任はないことになつております。その理由は、鉱業権者は、この復旧工事に對しまして、その農地が受けます減収部分を資本的に換算いたしまして、金額を一時に納めるということになりまして、従つてその

被害に對しまする金銭賠償額の全額を一応前払いしておるわけでありまして、従つて鉱業法上の賠償義務といふことは、これは完結しておると見ざるを得ないのであります。従つてそういう場合においては、若しその工事のやり方が不十分のために天災災害等に基いて、なお且つ被害に基いて減収が起つた場合には、これはもうすでに鉱業権者としては責任がない、むしろそういう工事をした国自体にあるといふような考え方をせざるを得ないのであります。従つて、そういう意味におきまして、鉱業権者は一定の納付金を納めれば、すでにその被害に對する責任は全部なくなる、あとは事業団が工事を施行して、その施行した工事の結果につきまして、なお不十分の点につきましては事業団が補償金を払ふ、更に天災災害等の場合に、特別の損害があつた場合には国がそれを補償する、こういう三段構えにおきまして、そこで全部の損害が完全に填補されるという仕組みになるわけでございます。

○石川清一君 この法律によりまして、事業団が復旧の工事に當るといふことが明白になつておりますが、今のような天災災害といふものが初めからこれは予定されるのでありまして、事前にわかつておるのでありまして、その天災災害といふことがわかつておるから、現にそういうことがあるといふことを知つておるから、一つの限界を引くといふようなことはありませぬか。

○政府委員(中島征帆君) 毎年起きますようないわゆる風水害等におきましては、これは当然その程度の天災災害には耐え得る程度の工事をするわけでありまして、従つて例えば先ほどの例によりまして、工事の補備をいたしましてポンプ装置をつける、そのポンプの能力といふものは通常の出水であれば十分に排水ができるという工事をするのであります。何年に一回か参りますような大きな災害につきましては、これは処理できない場合もあります。それを予想いたしまして不必要に大きな施設をするといふことは、これは不経済でありますので、大体普通の日本の現状におきまして予想されますような通常の災害につきましては、十分耐え得るだけの工事を、こういうことになつております。

○石川清一君 その場合に問題になると思はれるのは、いわゆる被害者の意思の問題、これが臨時的な天災と見るか、恒常的な、通常起り得る被害、天災と見るかといふことが問題になると思ひますが、この事業団の議決機関である評議員会の中には、被害者といふ自由な個人をそのまま通産大臣が任命せずに、都道府県知事という機関を一回通じて、その推薦によつて決定をする、こういう二段構えになつておるようでありまして、この二段構えにいたしましたことが、究極的にいへば土木工事その他の実権を握つておる府県知事といふような、一方的な意思が出るのじやないかと思ひますが、こういう点についてはどういふようなお考えの上にきめられましたか。

○政府委員(中島征帆君) 被害者の選定を県知事にいたしましたのは、これは通産大臣が評議員を任命いたしますので、市町村長或いは鉱業権者といふものは大体わかりますけれども、被害者大衆といふものは、やはり現地に

ります公共団体の責任者が一番的確に責任者といふものを判断し得る、こういうような考え方をいたしまして、県知事を間に立てたわけでありまして、それから初めにお話のありましたような、今の天災災害であるかどうかという認定につきましては、これは評議員会でやるのではありませんで、むしろ農林省でやる。これは比較的簡単にわかる場合が多いのでありまして、例えば先ほどの例で申しますと、従来被害をこうむらない地面に比べて五尺陥没した、それを三尺上げ、それにポンプを据える、こういう場合におきまして、異常な災害によりまして全部が水浸しになりますと、これは当然被害を受けていないものと、の高さにあるものは、例えば一週間水が引く、ところが三尺上げたために、以前の高さが二尺低いところの土地につきましては、それが更に一週間なり十日なり水が引けるのが延びるということになりまして、結局その工事をやつた程度といふものと、それから被害に關係ない土地といふものと比べますと、これは成るほど被害の復旧工事のやり方によつて、こういう結果が生じたのだといふことは判断がつくわけでありまして、その場合でどれだけ減収になるかという、こういう算定は非常にむずかしいことになつておるわけでありまして、単純に周りの農地の収獲と、それからその被害地の収獲といふものを比較して、その差額だけといふことになり得ない場合が起るわけでありまして、それはその農民自体、実際のやり方、その工事のやり方、その地味、こういうものがいろいろ関連いたしますので、外的な条件の

はかに更に農民の動情というものが入りますから、この点の認定は甚だむづかしくなりますが、そこは一番の専門的な機構である農林省の系統においてそれを認定してもらい、こういうようなことになっておりますので、大體公平な判定がそこでつけられるというふうに考えております。

○石川清一君 今のお話を聞いておりますと、原状復帰という、特に原状復帰という土地の問題は土地の生産力の問題であつて、生産力が、妥当性を持つておる周囲の条件というものはこれは問題ではないのだ、とにかく土地の生産力が元へ上りさえすれば、その地表が五尺下つても、一尺でも或いはもつと下でもかまわんのだというように聞えますが、そういうようなお考えに立つておるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 工事の目的は効用回復ということが狙ひでありまして、従つて言われます通り、生産力が回復すれば結局工事の目的は達するのだ、こういうような考え方をとつております。

○石川清一君 じや生産力というものは、一定の土地の分析が基礎であつて、土地の生産力の回復の永久性、恒久性という、いわゆる従来の条件を克服するところの恒久性、永続性という、農業なら農業の永遠性というようなことは全然お考えにならないのですか。

○政府委員(中島征帆君) 勿論回復されて生産力が永久に続くというふうな趣旨で工事を行なつております。

○石川清一君 その場合に鉅業権者はこればもうこれでいいのだ、こういうような意思があつたに對して、被害を受けた農民が、そうでないのだ、これはどこまでも、例をとりますと、さつきのお話のように、五尺下つたところ、三尺ではこれは恒久的な生産力の維持ができない、これはどこまでも五尺なら五尺上げなかつたら、土地の回復の恒久的なものには保障できない、我々は同意したいのだ、こういうような意思の対立がはつきり出た場合には、この法律はどうしますか。

○政府委員(中島征帆君) その工事の内容をどういうふうにするかという決定は最終的には農林大臣が認可の意思に押されることもなければ、被害者の希望通りに動くということもないうわけでありまして、その中間に立つて最も公平に判断をし得る農林大臣が、この工事の内容をきめ、更にどの程度その工事の結果によつて回復したかという、そういう判定もするわけであり

○石川清一君 それではこの場合に、この法律によりまして、鉅業の復旧の究極の責任者は鉅業権者だ、そうして被害を受ける農地に農業経営しておる農民の土地の恒久的な復旧は、この条項のどこで、ここによつて、どの条項により確約されているというか、あればお示し願ひしたいと思います。

○政府委員(中島征帆君) 一番明確な点は、第七十三条であります。農林大臣は、第五十六条第一項前段の認可があつた実施計画による農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、二月以内に、その農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されたかどうかについて検査を行ななければならぬ。一、こうい

うことになつております。農林大臣が検査を行ひまして、それでそのあとの項にありますが、それが十分まだ回復していないという場合には補助金を支払うというふうな制度になつておりました。従つて農地が果して効用回復したかどうかという認定は、農林大臣にあり、それから更にその不足分についての第一次の損失補償の義務は事業団が負う、こういうことになつて参ります。

○石川清一君 農林省から誰かお見えになつておりますか。

○理事(結城安次君) 農林省管理部長の谷垣專一君。

○石川清一君 それでは農林省の管理部長さんにお伺ひしますが、私の今までのうへへ聞いた範囲内では、この条項によつて終局的にきめるのは農林大臣であつて、土地の回復、その効用の永続性ということについて、農林省が究極的に検査を行うというように言つておられますが、農林省はこの事業団の土地の回復に對して、最初から協力をするのですか。それとも究極的にいって、最後にいって検査をしまして、それで事を終りとするのですからその農林省の最後の検査決定したことが、將來いふ／＼な問題が起きた場合には、農林省はどの程度責任を負うのですか、負わされるのですか。その点をお伺ひいたします。

○説明員(谷垣專一君) その法律案によりまして、最初基本計画が立てられるわけになります。これは事業団が立てまして、最初産産大臣のほうで御認可になる。そこでその基本計画に従ひまして、実際の工事に必要な実施計画が、事業を実施いたします者から農

林大臣宛に提出されます。これはかなり具體的な精密な計画にならうと思ひます。この実施計画につきましては、農林大臣がこれを認可をいたしまして、その内容について妥当であると認めまして認可をする、或いは又訂正を命ずると、こういうことにならうかと思ひます。で、この農林大臣が、従ひまして認可いたしました実施計画に基づきまして、事業を担当いたしております者がそれ／＼事業、工事をなすわけでありまして、その工事が終了した場合には、先ほどお話がありました第七十三条の条項によりまして、

〔理事結城安次君退席、委員長着席〕

工事がうま／＼やれておるか、設計通りやれておるかという検査をいたすわけでありまして。これは一種の竣工検査であらうかと思ひます。そのときに農林大臣といたしましては、当初から実施計画の際から、大體この工事が行われればどの程度の効用が回復されるかという目度を取りまして実施計画が離れておるわけでありまして、それに基いて行われておるその復旧工事が、その設計通りに行われておるかどうかと、そのときに大體の見当をいたしまして、どの程度の効用が回復されるかどうかということも従つて認定ができるわけでありまして。但しこれはこの農地の復旧が完全などの程度に効用が回復されたかという認定の問題はこれはなかなか困難な問題であります。例えば陥落した土地についてほから表土を持つて参りまして、そうして埋立をする、或いは覆土をするというふうな場合におきまして、その土地が落着いて

て来ますまでは、本来どの程度に効用が回復されるかというこの見当は、或る程度の時間がかかる。そのために工事が完了いたしました後三年間の余裕をおきまして、その三年間の間に一回検査要求がありました場合には、どの程度に効用が回復されたかというこの認定を農林大臣がいたすわけでありまして。大體三年程度の時間がかかつておきますならば、当初の設計いたしました工事がどの程度の落着きを持ち、どの程度の効用回復をいたして来るかというこの見当がほぼついて参ると思ひます。そこで一回これは従来の効用を十分回復して、或いは八〇％しか回復していないというふうな認定を下す。十分に効用が回復されていない場合、例えば八割しか回復されたいないという認定をいたしました場合にはおきましては、その十分回復されていないという二割分につきましての補償金を事業団のほうから被害者のほうに支払う、こういうふうなわけで農林大臣としましては、工事の実施計画の当初から問題の筋道といたしましてはタッチいたしておる、こういうことになると思ひます。

○石川清一君 只今のお話を聞きますと、最後の最後には金銭賠償に頼らざるを得ない、こういうふうになり承りました。その通りですか。

○説明員(谷垣專一君) これは工事のやり方にならうかと思ひます。例えばこの陥没いたしましたところに土を盛りまして、前と同じような盛土をするというふうな工事方式をとりました場合には、これは原状回復になる公算が非常に大きいと思ひます。併しながら

冠水をいたしておきまして、工事方式として排水をやる、排水をやつて行くような場合におきましては、これも所によつて違ふかと思いますが、水深が三メートルのところ、或いは二メートルのところ、一メートルのところ、いろいろあるかと思ひます。その場合に三メートルの水深のあるところについては工事の施工上どうして完全な排水ができない、と申しますのは、一メートルしか水深のないところは今度は乾き過ぎるというやうな問題が起きて来るかと思ひます。従いましてそういうやうな形式の回復工事を行いました場合にはおきましては、止むを得ず原状回復或いは効用回復が完全に行かない地帯ができて参ると思ひます。その問題の地区につきましては、これは先ほど申しましたやうな認定をいたしまして、そうして十分に効用が回復されていない部分につきましては金銭賠償というものが起きて来る、かように考へておるのであります。従いまして工事のやり方によりましては、原状回復の公算が非常に大きくなる場合があるし、維持管理の必要を生ずるやうな排水工事の場合には、殊に大面積に亘りますやうな場合には、その或る部分については金銭賠償が起きて来る、かやうなことになるります。

○石川清一君 原状回復の困難な場所に対して排水或いはポンプで以てその効用を維持するためにとるという措置の合理性は一応わかります。併しなから地表が前のところよりも二尺或いは三尺下つたという、恒久的な地表の変化というのに対しては、普通の土地における排水よりも或いは幅を広くしなければなりません。そういう点に対しては恒久的なやうな措置が天災に對してもとられておらなければならぬ、又ポンプを用いるにしてもポンプには機動性、これを持たなければ、到底いゝゆる地表が下つたままの天災に應ずるものがないとしたならば、それは今の話は論理的に合わないと思ひます。一応管理の方式の中に排水或いはポンプを置くという私は妥協性は了承します。併しなからそれはやはり二尺下つてゐるやうな場合に起きて来る天災に對して機動性を私は持つておらなければならぬと思ひます。機動性があるやうなことがどこかここに出ておりますか。

○説明員(谷垣專一君) これは工事のやり方の問題になつて参るかと思ひます。例えばポンプを置きます場合に、その排水能力の問題、これは一時間何ミリの雨が降る、どのくらい冠水をする、それに対してこのポンプであれば何時間で排水が可能かという一種の能力の算定をやつて参るわけでありま。その場合に予想したしますキヤパシティの持ち方が従つて問題になつて来る。通常起つて参りますやうな豪雨その他につきましては、或る程度余裕力を持つた工事をして参るのであります。ポンプその他についての余裕力を持たして参る。ただそれが非常に異例な洪水或いは豪雨というやうな場合におきましては、そのポンプの能力で十分にはかききれない、或いは又排水の時間が長くなる、或いは又場合が、予想し得ない場合が起きて来ることもこれは算定率の問題として、或いは結果論として起きて来るかも知れない。又先ほど御質問になりました管理の一

いですが、ポンプにつきましても水路にしましても、これは或る一定の期間が来ますれば破損をいたして参ります。或いは能力が落ちて参ります。そういうものにつきましては、私どもはどうしても管理が行われなければならぬのでありまして、従いましてその管理の責任というものを、又管理の機関といふものは、このやうな工事方式をとります場合にはどうしても永久的に完全な管理がなされていなければいけません。このやうな前提がどうしても必要であると思ひます。若しもそういう前提をとらないとすれば、それは盛土の工事をやつて行かざるを得ない、このやうなやうなことになるかと思ひます。

○石川清一君 一応只今の御説明はわかるのです。併しわかりやすく素人意見で申上げますと、仮に地表、土地の回復が五尺のところを二尺、三尺だけか土盛りができなかつた、その場合に洪水があつた、ところがこれが水が四尺上つたところが、その一尺分だけはこれは天災だといふことができません。併し下つてゐる、下つたところの、三尺なら三尺という上げなかつた部分の損害はこれは天災は一体どこが負うかといふことを私は突きとめてゐるわけです。これがこれだけ上つておれば、ものとところに戻つておれば、これは損害が全然起きなかつた、併し一尺だけ、多い部分の一尺分は天災だといふことはわかる。併し丁度きつちり五尺のところを二尺しか土が上らんで三尺低かつた。併し三尺だけ水が来て水が乗つた。この場合の損害は天災といふのか。いゝゆる工事の方式が悪かつた。土盛りが足らなかつた、或いは排水の能力がなかつたのかといふことに

私はなると思ふ。たま／＼その洪水によつて六尺、七尺と水が上つた場合には、三尺という低かつた部分も相対的に私は入ると思ふ。そうして一括に論議されると思ひます。併しなからそれが三尺きつちりだつた、三尺から一寸も上つてない、丁度三尺であつたといふ場合には誰がこの負担をするかといふことがこの中にあるかどうかといふことをお尋ねしてゐるわけです。

○説明員(谷垣專一君) これは原状回復をすればそういう問題が起きないわけですが、原状回復する場合は相當に事業費が高くなる場合が多からうと思ふ。従つて三尺陥落したものにつきましてその排水をした、これはどうしてその効用回復のためにやらざるを得ない。それで三尺低いといふことを勿論前提にした排水能力のポンプなり水路を作るわけでございます。問題は三尺低いといふことが前提になつておきますので、三尺低いところの水をはかせることは十分できる。でそのほかに、今まで農林省のほうで実施計画の場合には、通常例えは十年から二十年の間においてこの地表における効率はどの程度である、従つてこの地表において一時に水が流れて来る程度はこの程度であつて、従つて先ず六尺冠水するやうな場合を予想して見るとこのポンプでどのくらい排水ができる、何時間で排水ができる、何時間というものはその間に於ける農作物の被害といふものと、この場合の状況においては何といふやうな計算をいたしてポンプ能力、水路の掘鑿をいたすわけでございます。問題は非常に異例な豪雨が落

ちて来る、つまり通常私たちの設計いたします方式の計算以上の雨量がどつと落ちて来た場合にどうなるかという問題が恐らく御質問の点なんであると思ひます。これは最初工事方式のときに予想しなかつた以上の能力になるので、その点においては予期しないやうな状況になつて来るので、それだけの冠水時間、従つて排水時間が長くなる。これは当然なつて来る。これは原状回復しない以上は当然やうなものが、問題が起きて来る、その安全度をどの程度見るかといふところに問題があるかと思ひます。これは非常に大きなポンプが必要になつて参りますが、それだけ事業費はかかつて参る、そういうところが問題ではないかと思ひます。

○石川清一君 今御質問申したのは表面から見たんですが、今度は結果的に見ますといふと、このやうなことになるわけです。ポンプの能力には限度がありまして、今までなら異常な大雨の場合には六尺も七尺も上つた、ところが水の滞留しておる期間の長いほど農作物は被害を受ける。最初の二尺を下げるのは短時間でポンプも故障が起きなかつたといふことである。ところがあつたやうな排水はできないわけだ。その土地の回復が本当に原状回復であつた場合には短時間に二尺なり三尺の水が排水できますけれども、これは除きますけれども、その下の三尺或いは四尺というものは相當長時間その下にある農作物は被害を受けるので、この点についてはそういうやうな場合に損害を賠償するといふやうな権利、請求

をするというような権利があるか
ないか、これは土地の回復ができた場合
には全然泣き入りをしなればならな
いものかどうか、又その場合には国が
負担をすべきものであるか、この点に
ついて……

○説明員(谷垣第一君) 政府原案にお
きましては、そういう場合において鉅
害を解消したものと認めておられるわけ
ですから、政府原案におきましてはそ
後の救済手段というものは法的になか
ったわけでございます。衆議院のほう
で法案の修正が一部ございまして、第
七十八条であつたかと思ひますが、第
七十八条に条文の訂正が行われてお
ります。国は、農地が、その復旧工
事の完了後において、こう水等不測の
天災に際して他の一般の農地に比し特別
の被害を受けたときは、当該農地の所
有者又は占有者たる被害者に対し、農
林大臣の定める金額の範囲内において
特別の助成を行うことができる。こ
ういうような条文が入つております。
工事を施行した農地と農林省とい
つたことは、あと／＼問題を残したく
ないという気持ちもありますし、又農民
の立場を考慮しても、成るべく確実
な原状回復に近い確実度のあることを
期待するのは当然であります。私
たちも工事の方法については非常に安
全度の高い工事をやりたいと考えてお
ります。併し今申されておりますよう
な、当初予定しないような場合には、
この修正条文によりまして、政府のほ
うから何らかの助成を得られるような
条文に改められたわけでありまして、こ
れは勿論農林大臣として、この鉅
害の問題ですから、通産省のほうでも

こういう問題をお取扱いになると思
ひますが、私どもとしましては、そのと
きにどの程度の被害があるかというよ
うな問題について、農林省としては判
定をいたし、そういう技術的な判定を
いたして協力いたしたい、かようなこ
とに相成つております。

○石川清一君 その場合にいわゆる被害
者の、その天災による被害の影響度
或いはそのときの情勢というふうな
ものを通じて意思の発表とか、意思の
一致というものは、私はあると思う。こ
れの中でいわゆる一応復旧している土地
に住んで、被害者の同意或いは意見
を聞く、少くとも同意ということが
ここにあれば問題は解決されると思
う。ところが、その中に同意という
ことが私はないように感じているので
す。

○説明員(谷垣第一君) これは或いは
通産省のほうからお答えして頂くほう
が筋かと思ひますが、農林大臣とい
つたことは、どの程度の被害があつた
か、これは私たちの専門でありますか
ら、ほかの農地と比較いたしまして、
出て来ると思ひます。従つてそれは金
額に換算して、どの程度の額になる
か、こういう決定はこの法文によつて
農林大臣がいたしたいと思ひます。あ
との手続、その他をどうするか、の
点につきましては、通産省のほうで
も御意見があるろうかと思ひますが、
十分に関係農林の諸君の意同、その他
を参酌してきめるのはこれは当然のこ
とと考えております。

○石川清一君 究極においてこの法律
はそういうものを目的と言ひますが、
目途として作られておつて、それが最
後までそういう被害者の意思というも
のがはつきりここに出ておらなければ
ならないと、私はこういう考え方に立
つておるのです。それは究極的に、金
銭賠償でも止むを得ないので、工事の
限界がある復旧限界がある、その限界
に備えて金銭賠償が行われる、こうい
うふうなことで一応私は認めたとした
場合、そういうことが裏付でなければ
ならぬと思ひます。

○説明員(谷垣第一君) これは鉅業法
の原則によりまして、被害者に加害
者が当事者同士の話し合いをいたしま
して、そうしてどういふような賠償額
をやるか、又或いはどういふような補
償のやり方をするかということにきめ
るわけで、政府は外に立つておればよ
いのであります。併し今度のように国
が補助金を出しまして、そうしてそれ
ぞれの設計書その他を農林大臣のほう
でも認可をいたすというふうな恰好に
相成つて来るわけでありまして、その
のあとで締めくくられる場合に、当事
者同士の話し合いでやり方をきめるこ
ういふ方が、この法案ではとれなかつ
たわけでありまして、従ひまして、その
ところは、鉅業法の原則とこれが違つ
ておるのであります。併しこの程度に
考へておけば、先ず大体におきまして
被害者のほうの問題は捌けるのではな
いか、かように考へております。但し、
併し打切られては困る、或いは金
銭賠償では困るといふその原則論にな
りますと、これはこの法案自体の基礎
的な問題になつて参ります。いろいろ
御意見があるろうかと思ひますが、
農林省のほうといたしましては、十分
農民の納得するだけの補償額、その他
が払われるならば、こういうように工
事が施行され、そうして完成された場

合においては止むを得ないのではない
か、かように考へております。

○石川清一君 それではその程度にし
て、あとでつとと条文に互つてお尋ね
しようと思ひますが、いわゆる地上
権、特に耕作権というものをめぐりま
して、農林省が現在苦労されているい
ろいろな点をこの中へ、この問題を考
えるのと、いわゆる地下における鉅業
権、こういうもののバランスと言ひま
すか、コントロールと言ひますが、そ
ういふもの、どういふふうなものが究
極的にどつかで一致をすると、政治的
に一致をする、こういうことになる
と思うのですが、その場合に一番有効な
働きをする、それはこの法律の中では
どこですか。

○説明員(谷垣第一君) この鉅害の問
題と地上の農民の問題は、これは石炭
を掘れば必ず陥落するのでありまし
て、程度の差があるにいたしまして
も、必ず陥落をいたします。そこでこ
の法律には出ておりませんが、實際申
しますと、通産省のほうでやつ
ておられるであろうと思ひますが、採
掘の方法なり或いは又地上に非常に重
要な物件のあるような場合に、その採
掘を禁止するなり、そういうような制
度がこの法律とは別個に施行されなけ
ればならないと存じます。それでない
と、極端に言ひますれば、石炭はど
んどん掘つて行く、そうして地上と関
係なしに石炭を掘つて行けば、必ず地
上は鉅害を受けるわけでありまして
ら、どん／＼石炭がある限り掘つて行
くと、上からどん／＼陥落して、上の
農地が困る。こういうような絶間のな
い悪循環を繰返して行つて、起きた被
害を直して行くというふうなことを続

けて行くことは、どつかで何かはつき
りした目度がかぬ以上、妙なことに
思われるのでありまして、これは当然
この法律のほかに前提をいたしまし
て、地上の問題と鉅業の採掘の方法と
の間にその調整をする施工方法が励
行されなければならぬと思ひます。そ
うしてそのことはこの法律では書いて
ないので、恐らく通産省のほうでは
鉅業法なり或いは何かの法で御用意
され、勵行されていることと思ひま
す。その問題は、どういふふうなせざる
を得ないのかと思ひます。それ
から、併し實際問題として、でき上つ
た鉅害についてどうするかということ
になりますれば、外国の例にありま
すように、鉅業権者が直接被害者と話し
合ひをして、鉅業権者の責任で被害を完
全に補償して行く、或いは損害賠償を、
原状回復をやつて行くという責任があ
りますれば、これは鉅業権者が採掘を
いたす場合には十分なる考慮が払われ
る可能性が強いわけでありまして、併し
それはそれ／＼の鉅業のあり方によつて
違ふことでもありまして、この法案では
それを国が手を出しまして、国が補助
をいたして原状回復の線まで持つて行
く、止むを得ないものだけは金銭賠償
をやつて行くという法案になつてお
るわけでありまして、その点については
これは農民の側におきましては、原状
回復されるという点に對しては期待
をいたしておる、かように考へます。
このどこにその条文の確約があるか
と申しますれば、これは原状回復とい
うことを必ずしも認めてはおりませ
んが、實際計画、復旧工事というものは、
これは大体原状回復若しくは効用回復
することを目当てにしてやる工事であ

りますから、全体的にそれが流れてお
ると思ひます。ただ若干、工事の今申
しましたやれない部分における打ち切
りの問題、これが起つて来るかと思ひ
ます。この工事の対象になる事業費が非
常に高いために工事の対象にならない
い、或いはいろいろ問題があります
ためにこの法案の施行の、この法案が命
じております工事の対象にならない地
域もやはりあるかと思ひます。又不
安定で安定してない、陥没が安定し
ておらんがために今工事に着手するこ
とができないような地区もかなりある
わけであります。そういうところにお
きましては従来の鉱業法による当事者
同士の代償関係、補償関係が残置し
て、残つて行くわけであります。であ
りますからその点についてはこの法案
が持つております原状回復の性格と
いうものは一つの進歩である、かよう
に考へております。

○石川清一君 只今のお話を聞いてい
ますと、原状回復或いは効用回復とい
うものは一応便宜である、便宜的
な手段より出ないと、こういふように
お聞きしたわけですが、やはり鉱業問題
の解決の鍵というものは原状回復の原
則が確立をされて、その上で被害者の
自由意思によつて金銭賠償その他がと
られるべきである。実は私は鉱業権よ
りも優先して地上における居住権とい
うものが私はあると、こういふように
考へておるのですが、農地局の今の部
長さん、どういふふうにお考えになり
ますか。

の無過失賠償責任というものを規定し
たしてありまして、その点はこれは問題
ないものであります。問題は金銭賠償
主義をとつておつて、極く異例の場合
にのみ原状回復を認める、こういふと
ころが問題のポイントであらうかと思
ひます。これは現行法そのものを批判
することは私たちに余り許されな
い。この法案が知らぬうちに土地が陥没し
て行く、而も非常に不安定な状況で、
いつどのくらい陥没するかわからな
い。こういう不安定な状況で置かれる
ということは農民の心理的なほうから
言ひましても、又経済的なほうから申
しましても非常に好ましくないものだ
と考へております。農民には全くこれ
は迷惑な話でありまして、どうしても
それが事業をやつておられます鉱業権
者の手によるなり、或いは又国がそれ
に力を貸すなりなんかしめて、その
う不安定な状況を一日も早く脱却す
るようにならなければならぬ、かように
考へます。従ひまして率直に私たちの
意見を申しますれば、この臨時法に盛
られてゐるものをむしろ鉱業法におい
てしてもらいたい。つまり原状回復の
原則というものを鉱業法に盛つて頂き
たいという希望を私たちは持つており
ます。若しもそういうことになりまし
れば、今御質問になるような点もきれ
いになるかと思ひますが、何分鉱業法
が極く短い、極くこの間成立したよう
な状況でありますので、今それをや
るのはどうかと思ひますので、こうい
ふような臨時的な措置となつた、かよ
うに了解いたしております。

制度の根本問題でございまして、私も
個人的には原状回復が不可であるとい
ふふうな考へ方は全然持つておりませ
ん。今のお話のように地上の権利、物
権というものと、それから地下の採掘
による利益というものととの問題をどう
いうふうに調整するかというところは、
これは根本的に十分検討して結論を出
さなければならぬ性質のものである。
こういうふうな考へております。ただ
当面の問題といたしましては、只今管
理部長が申しました通りに鉱業法が
一年前に成立して、而もその一番ポ
イントでありました鉱害賠償問題につ
きましていろいろ議論の結果、今日の
ような金銭賠償の原則がとられておる
という事実を鑑みまして、これを只今
直ちにその原則を覆さすような、例え
ば臨時立法といたしましては、例え
ば制度はとり得ない。ただ現在各地に
石炭炭鉱地方におきまして累積してお
ります膨大な被害を片付けるためには
金銭賠償原則一点張りでは到底問題の
解決になりませんので、或る程度の原
状回復の方法をとらざるを得ない。そ
れに對しましては国も或る程度の補助
をするほうが適當だと、こういふふう
な、いわば臨時措置的な考へ方からい
たしましてこの法律が出ておるわけ
であります。従つてこの法律によりまし
て現在目の前にあります膨大な被害を
片付けましたあとにおきましては、或
いは又その過程におきましては、本来
の原則をどういふふうな考へて行くか
というところにつきまして、理論的にも
又採掘と鉱害との科学的な関係等につ
きまして、十分研究の機関がござい
ますので、その上で最も我が国に對し
まして適當した結論を出したい、こう

いうふうに考へております。
○石川清一君 私は一番先に今の質問
をすべきだつたのです。併しいろいろ
な予想されることを、一応この法を通
じてお尋ねをした上で今の質問を申上
げたんですが、ドイツや或いはイギリ
スでは今のような原則の上に立つて積
極的に鉱業権者が被害者に対する十分
な原状回復と金銭賠償を行なつてお
る。こういふように聞いておるのです
が、只今の御説明でこの法案の実施を
通じ、或いは短期間と言ひますか、早
急の間に根本的な鉱業法の改正を行
う、行わなければならないというよう
なものである、こういふふうな了承し
てよろしいのですか。

○政府委員(中島征帆君) 鉱業法を改
正すべきだといふふうな結論を申し上げ
たのでなく、その問題も十分今後の根
本問題としてこの法律の施行中に考へ
るべき問題だと、こういふふうな了解
願ひたいと思ひます。

○石川清一君 考へるべきだといふこ
とはやはり相當の不備欠陥がある、或
いは生じるであらう、生じておると、
こういふふうな了承してよろしいので
すか。

○政府委員(中島征帆君) 最終結論は
どうなるかは別といたしまして、現在
の鉱業法がそれですべての問題を円滑
に解決しておるといふふうには考へら
れないといふことではあります。

○石川清一君 農林省の御意向はどう
ですか。
○説明員(谷垣專一君) 私たちのほう
はこの農民が安定した気持でやつて行
けるようにとにかくやつて頂く、それ
には原状回復責任というものをはつき

りまして、そして先づ初めにはそ
ういふ被害が起きない採掘の方法をと
つて行く。起きた場合には、その止むを
得ず起きた場合におきましては、それ
の責任を明確にして頂いて、そして
一日も早く原状回復の態勢に持つて行
つて頂く。こういふのが終始一貫した
私たちの主張であります。従ひまして
その立場からいろいろ関係法令のそれ
ぞれの制定、その他に処してゐるの
であります。鉱業法がそういう問題に
ついて問題が残つてゐるならば、それ
を国会のほうの御審議におきまして
も、そういう点も訂正されて行くこと
を希望いたしております。

○石川清一君 私は今農林省の意向は
非常に弱く残念に思ひます。この
ことは、これはです、今までの農
地に対する問題、現在起きている問
題、これは進駐軍の演習場として接収
せられ、いわゆる好き嫌いなしにきめ
られた条約、或いはその実施に伴う
問題と違ひまして、自由な鉱工業者、或
いは自由な農民が對等の立場で論議さ
れる問題であつて、この中にこそ農地局
が農地に對する基本的な考へ、私は少
くもこれに對立する鉱業権者のやはり
基本的な問題が一致するものでなけれ
ばならぬ、こう思つてゐる。それは農民
が生活が安定したらいんだというよ
うなあいまいな言葉は日本の国のこの
農地或いは土地というものが簡単に解
決される問題でないといふことは御承
知のはずなんだ。農民の生活が安定し
たらいいんだといふことは、どこへ
行つてもいいんだというふうな考へ
で、農地という問題と取組んでおられ
るとしたら、これは大きな誤まりだと
思ふ。戦争以前のように、満州とか、

或いはその他の土地に自由に移民のできたときならともかくとして、今日ではもつと深刻な問題がこの中に私はあると思う。これをきめる最後のなけいすが、やはり進駐軍の演習地の接収問題その他についてもやはり合理的にはね返す私力を持つと思ふのですが、先ほどの御答弁でよろしいのですか。

○説明員(谷垣第一君) これは石炭のあるところというものの、これは、これは最初からきまつてゐるわけでありまして、石炭を掘るほうがいいか、農地を保護するほうがいいかという議論はいろいろあるかと思ふますが、私たちがしましては、現在の食糧状況から考え、或いは又農村に非常にたくさんの方々が生活を定めてゐる事情から考えまして、農地の荒廢されることにつきましては、これは根本的に反対の立場を持つてゐることは変わりはないのであります。ただ、今現在すでに一万町歩に近い土地が鉾巻を受けて苦しんでゐるわけでありまして、その現状そのものをどうするかという問題と、それからその基礎になりまして、もつと基本的なものの考え方はどうかと、やはり問題といたしましては二つあるかと思ふます。現在すでに陥没してゐる地区、その問題をどうするかという問題になりまして、これはその責任を明確にして、そして一日も早く原状回復、復旧すること、これが私たちがやらなければならぬ仕事かと存じます。但しそのときに責任のあいまい性が残つたり、或いは又そういうことのために余計な掘削が行われるというようなことがあるとこれは問題であります。それでない以上、現在ある災害は一日も早く原状回復をいたしまして、そして直して行く、これが私達の考え方でありまして、併しながら今後新しく起きて来る鉾巻の問題をどう処置するか、この問題につきましては、これは十分な考慮が石炭を掘る場合にも取られて行かなければならぬと思ふのであります。今までのところは私たちの見るところでは、地上のそういう問題と、地下の採掘の問題におきまして、両方に十分な了解その他ができていないように思ふます。その点は非常に遺憾なのであります。地上の重要な農地、或いは灌漑排水の施設、或いは又溜池というようなもの、そういう地区の下の採掘した場合は十分な予防措置が行われるというところが地上の諸君と、地下を掘る、石炭を掘る諸君との間の十分な了解が行われて、又そういうことに対して事業の調節が行われることを期待してゐるわけでありまして、それは先ほど申しました通りであります。

○石川清一君 まあ現在行われてゐる金銭賠償にしても鉾巻業者の経営の状況や能力或いは周囲の環境によつて、いわゆる土地の原状回復に対する態度というふうなものも変わることがあり得ると思ふ。又経営の状況によつて金銭の賠償にやはり差が生じて来ることも企業である限り私はあり得ると思ふ。そういうふうなものにやはり基本的な準備の考え方が農地に對してなければならぬ。いわゆる被害者、農民個々人は金銭賠償によつて自由に農業といふものを自分で放棄しようとか、或いは永住しようという意思があると思ふ。この法律の中にはやはり農地というものを鉾巻業に對して守つて行こうという

一つの線が被害者の手によつて自由に発言をされ、自由に補償される機会が残されておらなければならぬと、こういうふうなことを考へてゐる。ところが鉾巻業者が積極的に原状回復をするというふうなものが法律の中に明記されておらない限りは問題は将来にずつと残つて行くと思ふ。その場合に農民、いわゆる被害者のこれに対する意思決定、計画に對する積極的な協力或いは不満足としてのサボタージュ、そういうことは起きて来ると思ふ。その場合に両方の調整をとるのがやはり農地局と言いますか、農林省の基本的な農地に對する基本的な態度、これに傾斜する農民、そこに被害者の、協力するほうの利害だと、こういうふうな私に考へてゐるんです。究極的には金銭賠償が土地の原状回復、農業回復というところが永久的に行われる場合にはそういう問題は私は起らない。併しながら事業団の行う事業に制限があつたり、鉾巻業者の金銭賠償或いは負担が時の情勢によつて変化が起る場合には問題は将来に残ると、かような場合にこの法律によつて採掘を阻止しよう、加害をこの程度で停止しようというふうなものがなければならぬと思ふ。ところがこの法律の中では私はそれが無いと思ふんです。

○説明員(谷垣第一君) それは御指摘のようによつて、この法律が堆積した鉾巻、現在の鉾巻を對象にした場合でありましたために、今御指摘のようによつて、この原状回復の要点、或いは原状回復に對する加害者の協力を申しますか、或いは賠償責任と申しますか、そういうふうな問題、或いは鉾巻を起すような点についての採掘禁止というふうな処置は

この法案においてはとられておりません。これは他の法案によりましてそれが行われる以外にはないと思ふます。これは恐らくこの本法成立の経過から見まして、鉾巻法その他関係の法令の改廃というところまで話が進んで行くことでありまして、本法にはそこらのところは触れられていないのであります。

○石川清一君 それはそれで承知します。その点については、法制局では御意見がありませんか。先ほど私が申し上げておることは、この法律はやがて恒久的な法律として、問題の解決を通じて核心を備へて、いわゆる本法の一番先に置かれてゐる「国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図る」という前段を生かして行くうちに発展して行くのになさういふ法律であるかどうか、地上権と或いは鉾巻権との調整を究極的にこれがなし得るものであるか、或いはなし得なくてもなし得る方向に行くかどうか、こういう点を先ほどからお尋ねしておつたのです。が、法制局の御意見を承わりたい。

○政府委員(西村健次郎君) 大変むづかしい御質問でございます。非常に大きなポリシーに關連することだと思ふのであります。先ほどから、私遅れて参りました。いろいろ伺つておりました。私が感じたところを申し上げます。要するに農林省の谷垣部長のお話、この法律自体が鉾巻の発生を防止するなり、掘るべからざることを掘らしたり、或いは逆に掘るべからざるところは掘らないようにして、片方の農業生産力の保持を図り、いわば国土の総合利用について遺憾なきを期するといふところは、実はこの法律でそこ

までは賄えないと、こう思つております。その点につきましては、現在鉾巻法なり、或いは鉾巻法を実施するための土地調整委員会というものが設けられておりますが、これによりまして或る部分についてはできるようになつております。勿論、現在の鉾巻法なり土地調整委員会というものの機能というものが国土の総合利用という点について十分なものであるといふふうには決して考へられないと思ふます。併し、將來の方向としまして、土地調整委員会というものが、或いはそれが適當であるかどうかはわかりませんが、少くともその点の調整を図るということは必要であらうと思つております。

いては被害者が原状回復の請求をできる請求権を手えているという点が多少昔より進歩した点であります。勿論これについてはいろいろと議論はございませうけれども、ともかく昨年でございませうか、一昨年でございませうか、国会において相当議論のあつたところで、

すべて現状のような金銭賠償の建前が鉱業法でとられておるわけでありませう。従いまして、この法律を飽くまでそれに対する臨時的な立法であるという意味で、たしか十年でしたか、施行後十年経つて効力を失う、という意味は、十年やればあとは知らんぞという意味では恐ろしくなからうと、十年経たないうちにもつと或いは適切な原状回復のほうに行くかも知れません。農業者と鉱業権者との間の利益の調整と国土の総合開発という面についての適切な立法がなされるものであらうと、こういうふうな期待をいたしておる次第であります。

○石川清一君 只今のお話は、日本の農民が非常に弱かつたために、当然行われなければならなかつたものが非常に遅れておつた、その尻拭いと言いますか、後始末というような形で、而も臨時的な形で行われておつたということは、今の御言葉三者とも一致しておるようであります。併しながら、それで満足されておらないということも一致しておるようであります。恒久的に非常に両者の納得し行く一つの法律にやがて発展して行かなければならんだらうということは、これも了承します。そこで実は私は……、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(竹中七郎君) 速記をめて。
〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記を始め

では本日はこの程度で散会いたしまして、月曜日七日の午前十時から正時に始めたいと思ひます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) ではさよう決定いたします。本日はこれを以ちまして散会いたします。

午後一時六分散会